

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0476-80-8800 (午前9時～午後5時まで)

担当 湯浅 恵美子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホームみどり荘の概要

(1) 施設の名称・所在地等

施設名	特別養護老人ホームみどり荘ユニット型
所在地	千葉県印西市竜腹寺342-2
事業所番号	指定介護老人福祉施設(千葉県1273600914号)
理事長	中嶋 三千男

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

① 管理者 1名

常勤にて専ら施設に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元化を行う。また、職員の必要な指揮命令を行う。

② 医師 1名(非常勤職員)

入所者に対して、健康管理及び療養上の指揮を行う。

③ 生活相談員 1名以上(常勤職員)

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

④ 介護職員 12名以上(常勤換算)

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

⑤ 看護職員 2名以上(常勤換算)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行う。

職員に対し感染症に関する研修を行う(年2回)。

⑥ 栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算、入所に対する栄養指導を行う。

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことが出来るよう

入所者の状態に応じた栄養管理を定期的に行うよう努める。

⑦ 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

⑧ 介護支援専門員 1名以上（常勤職員）

施設サービス計画の作成を行う。

(3) 施設及び設備などの概要

定員		40名	医務室	1室
居室	1人部屋	1階20室 2階20室	共同生活室	4室
浴室		中間浴槽・ 特殊浴槽があります。	相談室	1室
静養室		1室1床		

3 利用料金

(1) 基本料金 別紙参照

(2) その他自己負担となるもの 別紙参照

(3) 基本料金の軽減措置

①措置者に対する減免

②食事代・居室代の減額（介護保険負担限度額認定証）

③社会福祉法人による減免

(4) 支払方法

毎月10日に請求書の発行をいたします。当月20日（休日は翌営業日）に千葉銀行より自動引き落としします。利用者に対し領収書を発行いたします。

4 入居、退居の手続き

(1) 入居手続き

入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間とあわせて、ただし、入居要件を満たせば、自動的に更新できます。

※細かいことは、担当者にお尋ね下さい。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 他の介護保険施設等へ入所した場合。

② 介護認定区分が要介護1・2かつ特列入所要件に該当しなくなった場合。

③ お客様の死亡または被保険者資格を喪失した場合。

④ その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、またはお客様が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

管理者や職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。また、利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
職員への研修の実施	有	月1回施設内研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	有	要件：利用者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はご家族の了承をいただきます。

(3) 施設利用にあたってご留意いただく事項

- ◎面会 午前9時から午後6時までに面会簿にご記入の上、面会して下さい。ただし、上記時間内でのご面会が無理な場合は事前にお申し出下さい。
- ◎外出・外泊 自由です。ただし健康上問題があるときは中止させていただく場合があります。また、感染症の時期にお断りする場合がございます。
- ◎飲酒 医師の許可が必要です。希望者の方は自費で購入していただきます。
- ◎喫煙 医師の許可が必要です。決められた場所で喫煙していただきます。
- ◎設備・器具の利用 テレビ・ラジオの持ち込みは自由です。
- ◎金銭・貴重品の管理 入所時に事務所で預かりいたします。
- ◎宗教活動
- ◎その他

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族等へ速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

・協力病院（印西総合病院）

・嘱託医（印西総合病院 医師）

7 非常災害対策

- ・災害時の対応 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ・防災設備 スプリンクラー設備・屋内外消火栓・非常ベル・非常通報装置・消火器・避難用すべり台・誘導灯等設置
- ・防災訓練 年3回以上《総合訓練1回以上（消防署立会）・夜間想定避難訓練1回以上》
- ・防火責任者 高星 健一

8 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情

担当 湯浅 恵美子・湯浅 政江

電話0476-80-8800

② 外部苦情相談窓口

○市町村窓口

各市町村にお問い合わせ下さい。

○千葉県国民健康保険団体連合会

電話043-254-7404

9 当社の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 印西地区福祉会

代表者役職・氏名

理事長 中嶋 三千男

本部所在地・電話番号

千葉県印西市竜腹寺342-2

0476-80-8800

- 定款の目的に定めた事業
1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームみどり荘の設置経営
 2. 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業（みどり荘）

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1カ所
	特別養護老人ホームユニット型	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	通所介護事業所	1カ所
	居宅介護支援事業者	1カ所

 契約をする場合は以下の確認をしてください

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県印西市竜腹寺342-2

名称 特別養護老人ホームみどり荘ユニット型

説明者

職名 生活相談員

氏名

湯浅 恵美子

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(続柄)